

条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例		
条 例 番 号	昭和 60 年神奈川県条例第 36 号	法 規 集	第 8 編 第 6 章 第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	浄化槽法第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	浄化槽の保守点検は高度の専門的知識を要する業務であることから、浄化槽保守点検業者の登録の制度を設けることが適当であるが、浄化槽法により、登録制度を設ける場合には条例で必要な事項を定めることとされていることから、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、浄化槽保守点検業者の水準を維持する上で有効なものとなっているが、浄化槽法で定める条例規定事項を明確に規定する必要がある。	浄化槽保守点検業者登録実績 H20 251 H19 227 H18 257
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める浄化槽保守点検業者の登録に関する事項は、いずれも明確であり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	浄化槽法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・ 廃止 を検討する。	浄化槽法で定める条例規定事項を明確に規定する必要があるため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無